

韓国におけるデータ基盤行政の活性化に関する法律の制定

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中村 穂佳

目 次

はじめに

I データ利活用の経緯と現況

- 1 1990年代以降のデータに関する立法の動向
- 2 政府によるデータ関連政策・事業の動向
- 3 データ関連行政の担当機関

II データ基盤行政の活性化に関する法律の制定までの経緯

- 1 公共データ法の制定
- 2 データ3法（個人情報保護法、情報通信網法、信用情報法）の改正
- 3 データ基盤行政の活性化に関する法律の制定

III データ基盤行政の活性化に関する法律の概要

- 1 構成
- 2 主な内容

おわりに

翻訳：データ基盤行政の活性化に関する法律

キーワード：データ基盤行政、ビッグデータ、公共データ、デジタルニューディール

要 旨

公共部門を含む社会の様々な場面でのデータ活用が盛んになっている韓国において、2020年6月9日、「データ基盤行政の活性化に関する法律」が公布され、同年12月10日に施行された。韓国では、これまでも2013年7月の「公共データの提供及び利用活性化に関する法律」制定等のほか、更なるデータ活用の拡大に向けた2020年2月4日の「個人情報保護法」、「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」、「信用情報の利用及び保護に関する法律」の改正等の立法が進められてきている。

「データ基盤行政の活性化に関する法律」は、データ基盤行政活性化委員会の設置、データ統合管理プラットフォームの構築・運営とデータの登録・提供・収集・活用、データ分析センターの設置・運営等に関して定めたものである。

はじめに

近年、社会における様々な場面でデータの利活用が推進されており、公共分野におけるデータ利活用の注目度も高くなっている。韓国では、2013年7月30日に「公共データの提供及び利用活性化に関する法律」⁽¹⁾が公布され、公共データの活用・提供等が活発に進められてきている。2020年2月4日には、更なるデータ活用の活性化等に向けて、「個人情報保護法」⁽²⁾、「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」⁽³⁾（以下「情報通信網法」という。）、「信用情報の利用及び保護に関する法律」⁽⁴⁾（以下「信用情報法」という。）がそれぞれ一部改正された。同年6月9日には「データ基盤行政の活性化に関する法律」⁽⁵⁾が公布、同年12月10日に施行された。

本稿は、韓国における現在までのデータ利活用に関する動向と関連立法の状況及び2020年6月9日公布の「データ基盤行政の活性化に関する法律」の概要をまとめ、同法の全訳を付したものである。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月21日である。

- (1) 「공공데이터의 제공 및 이용 활성화에 관한 법률 (법률 제 11956 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=142444&ancYd=20130730&ancNo=11956&efYd=20131031&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>
- (2) 「개인정보 보호법 (법률 제 16930 호)」 同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=213857&ancYd=20200204&ancNo=16930&efYd=20200805&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>
- (3) 「정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 (법률 제 16955 호)」 同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=213949&ancYd=20200204&ancNo=16955&efYd=20200805&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>
- (4) 「신용정보의 이용 및 보호에 관한 법률 (법률 제 16957 호)」 同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=213953&ancYd=20200204&ancNo=16957&efYd=20210804&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>
- (5) 「데이터기반행정 활성화에 관한 법률 (법률 제 17370 호)」 同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=219563&ancYd=20200609&ancNo=17370&efYd=20201210&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

I データ利活用の経緯と現況

1 1990年代以降のデータに関する立法の動向

韓国では、1990年代以降、データ、情報等に関する立法の動きが活発になった。1986年5月12日に「電算網普及拡張及び利用促進に関する法律」⁽⁶⁾（現在の「情報通信網法」⁽⁷⁾）が公布され、翌1987年1月1日に施行された後、1995年1月5日に信用情報法⁽⁸⁾が、同年8月4日には「情報化促進基本法」⁽⁹⁾（現在の「知能情報化基本法」⁽¹⁰⁾）が公布された。

その後、2002年1月14日、情報通信網で使用されるデジタルコンテンツを扱う産業の創業支援、関連技術開発の促進、流通の促進等の内容を盛り込んだ「オンラインデジタルコンテンツ産業発展法」⁽¹¹⁾が公布され、同年7月15日に施行された。この法律では、公共機関⁽¹²⁾の保有・管理する公共情報を公開する際に、オンラインコンテンツ事業者に当該情報をオンラインコンテンツの制作等に利用させることができ、公共機関の長は、公共情報の利用活性化のために公共情報についての利用条件・方法等を定めて公開しなければならないことが定められた⁽¹³⁾。この法律は、2010年6月10日に全部改正され、「コンテンツ産業振興法」⁽¹⁴⁾となった。

2010年代には、まず、2011年3月29日に従前の「公共機関の個人情報保護に関する法律」⁽¹⁵⁾（1994年1月7日公布、1995年1月8日施行）に代わる、「個人情報保護法」⁽¹⁶⁾が公布された。この後も更に複数件の関連法律案が提出された⁽¹⁷⁾が、この中で、2012年7月31日に提出さ

(6) 「전산망보급확장과이용촉진에관한법률 (법률 제 3848 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=573&ancYd=19860512&ancNo=03848&efYd=19870101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(7) 「정보통신망이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 (법률 제 17358 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218937&ancYd=20200609&ancNo=17358&efYd=20201210&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(8) 「신용정보의이용및보호에관한법률 (법률 제 4866 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=7007&ancYd=19950105&ancNo=04866&efYd=19950706&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(9) 「정보화촉진기본법 (법률 제 4969 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=62478&ancYd=19950804&ancNo=04969&efYd=19960101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(10) 「지능정보화 기본법 (법률 제 17344 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218737&ancYd=20200609&ancNo=17344&efYd=20210610&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(11) 「온라인디지털콘텐츠산업발전법 (법률 제 6603 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=52847&ancYd=20020114&ancNo=06603&efYd=20020715&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(12) 「オンラインデジタルコンテンツ産業発展法」第15条（2002年1月制定時）では、国、地方自治体その他大統領令で定める公共機関としている。なお、ここでいう「大統領で定める公共機関」とは、政府投資機関及び「公共機関の情報公開に関する法律施行令」第2条の規定による公共機関とされている。「온라인디지털콘텐츠산업발전법시행령 (대통령령 제 17709 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=53341&ancYd=20020814&ancNo=17709&efYd=20020814&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「공공기관의정보공개에관한법률시행령 (대통령령 제 16609 호)」同 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=10068&ancYd=19991207&ancNo=16609&efYd=20000101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(13) 「公共情報の利用活性化」「オンラインデジタルコンテンツ産業発展法」第15条。2002年1月14日制定時の条文による。

(14) 「콘텐츠산업 진흥법 (법률 제 10369 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=105953&ancYd=20100610&ancNo=10369&efYd=20101211&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(15) 「공공기관의개인정보보호에관한법률 (법률 제 4734 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=62666&ancYd=19940107&ancNo=04734&efYd=19950108&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(16) 「개인정보 보호법 (법률 제 10465 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=111327&ancYd=20110329&ancNo=10465&efYd=20110930&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(17) 「데이터베이스産業振興法案」、「公共データの提供及び利用活性化に関する法律案」及びその改正案、「ビッグデータの利用及び産業振興等に関する法律案」等

れた法案⁽¹⁸⁾が、翌2013年6月27日に国会で可決され、同年7月30日に「公共データの提供及び利用活性化に関する法律」(以下「公共データ法」という。)として公布された。

そのほか、「クラウドコンピューティングの発展及び利用者保護に関する法律」(2015年3月27日公布、2015年9月28日施行)⁽¹⁹⁾、「情報保護産業の振興に関する法律」(2015年6月22日公布、2015年12月23日施行)⁽²⁰⁾等⁽²¹⁾が制定された。これらのような情報、データ、デジタル等に関する法律の制定・改正、法案提出の動きは、現在も続いている。

2 政府によるデータ関連政策・事業の動向

上記に見られるとおり、近年韓国では、データ関連の政策を積極的に推進している。公共機関等のデータに関して、2011年6月に行政安全部(部は日本の省に相当)は、国の情報資源の開放及び共同活用に向け、「共有資源ポータル」の開設を発表した⁽²²⁾。2013年10月に公共データ法が施行されて以降は、基本計画を定めて施策が進められてきた。2020年から2022年までは、第3次の基本計画として、「社会的価値の実現及びデジタル革新成長を先導するデータ強国」をビジョンとして、「国民が望む開放及び融合の活性化」、「データが安全で容易に流通するエコシステム⁽²³⁾作り」、「社会の至る所にデータ分析及び活用の拡大」、「データ推進基盤強化を通じたグローバルスタンダード化」を推進戦略としている⁽²⁴⁾。また、2018年1月には、ビッグデータ活用向上のための「公共ビッグデータセンター」設置の本格的推進が発表された⁽²⁵⁾。そのほか、「公共ビッグデータ新規分析事業」も行われた⁽²⁶⁾。

一方、現在の科学技術情報通信部の前身である未来創造科学部は、2013年11月、「科学技術ビッグデータ共同活用総合計画」を発表し⁽²⁷⁾、同年12月、未来創造科学部と関係部署が合

(18) 「[1900969] 공공데이터의 제공 및 이용 활성화에 관한 법률안 (김을동의원 등 10인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X1Z2E0U7A3Y1F1B6F5E8X5T7N7A5E8>

(19) 「클라우드컴퓨팅 발전 및 이용자 보호에 관한 법률 (법률 제 13234 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=169562&ancYd=20150327&ancNo=13234&efYd=20150928&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(20) 「정보보호산업의 진흥에 관한 법률 (법률 제 13343 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=172383&ancYd=20150622&ancNo=13343&efYd=20151223&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 「情報保護産業」とは、情報保護のための技術及びその技術が適用された製品の開発・生産又は流通若しくはこれに関連したサービスの提供を行う産業をいうと定義されている。

(21) 金美林「韓国におけるビッグデータ関連動向」『メディア・コミュニケーション—慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要—』66号、2016.3, pp.53-61. を参照した。

(22) 「행안부, 공공기관이 보유한 데이터, 서비스를 본격적으로 개방」2011.6.16, 행정안전부ウェブサイト <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=28261>

(23) 韓国語原文では「생태계 (生態系)」となっている。

(24) 「공공데이터 개방」 행정안전부ウェブサイト <<https://www.mois.go.kr/frt/sub/a06/b02/openData/screen.do>>; 「자율주행 등 중점데이터 개방으로 데이터 경제시대 견인한다」2020.1.15. 同 <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=75262>

(25) 「공공빅데이터센터 구축 본격 추진—통합데이터분석 및 민간·공공 빅데이터센터간 허브기능 수행—」2018.1.17. 同上 <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=61537>

(26) 「빅데이터로 자동차 보험사기, 병역면탈 근절」2017.6.19, 同上 <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=58646#none>; 「행정혁신, 빅데이터가 이끈다.—행정안전부, 「18년도 공공 빅데이터 신규 분석사업」 추진—」2018.7.18. 同 <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=64782>

(27) 「과학기술분야 빅데이터 활용, 정부 3.0 본격 시동」2013.11.19. 과학기술정보통신부ウェブサイト <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=113&mPid=112&pageIndex=897&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=1213081&searchOpt=ALL&searchTxt=>>>

同で「ビッグデータ産業発展戦略」を発表した⁽²⁸⁾。また、2014年12月には第3回情報通信戦略委員会⁽²⁹⁾が開催され、「データ産業発展戦略」が議決された⁽³⁰⁾。

その後2018年8月には、科学技術情報通信部、行政安全部、金融委員会⁽³¹⁾、放送通信委員会⁽³²⁾が、政府が発表したデータ経済活性化のための産業育成、データ活用関連の規制改革に関する方針に関する報道資料を出した⁽³³⁾。また、データのさらなる活用拡大に向け、2020年1月9日に、個人情報保護法、情報通信網法、信用情報法の、いわゆる「データ3法」⁽³⁴⁾の改正案が国会で可決されると、科学技術情報通信部は、データ開放・流通拡大推進及びデータ間融合、主要分野データ活用促進を通じた産業育成支援と、データ活用の安全性強化に関する政策を行っていく方針であることを発表した⁽³⁵⁾。

3 データ関連行政の担当機関

現在韓国において、データ関連行政を担当する政府機関は、取り扱われるデータの分野によってそれぞれ異なっており、公共データの場合は、2013年7月30日に公布された公共データ法により、行政安全部及び公共データ戦略委員会⁽³⁶⁾が担っている⁽³⁷⁾。公共データは、現在「公共データポータル」⁽³⁸⁾を通じて公開され、ファイルデータ、オープンAPI⁽³⁹⁾、ビジュアルコン

(28) 「빅데이터 산업 발전전략」 2013.12.11. 同上 <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=113&mPid=112&pageIndex=886&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=1213189&searchOpt=ALL&searchTxt=>>>

(29) 2013年8月13日公布、翌2014年2月14日施行の「情報通信振興及び融合活性化等に関する特別法」(「정보통신 진흥 및 융합 활성화 등에 관한 특별법 (법률 제 12032 호)」) 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=143066&ancYd=20130813&ancNo=12032&efYd=20140214&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>> 第7条により設置された、国務総理(国会の同意を得て大統領が任命する職で、大統領を補佐し大統領の命を受けて行政各部を統轄する。憲法(「대한민국헌법 (헌법 제 10 호)」) 第86条, 同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=61603&ancYd=19871029&ancNo=00010&efYd=19880225&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>> 第86条) 所属の委員会。

(30) 「데이터 산업발전 전략 마련」 2014.12.5. 과학기술정보통신부ウェブサイト <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=113&mPid=112&pageIndex=741&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=1228357&searchOpt=ALL&searchTxt=>>>

(31) 金融政策、外国為替業務取扱機関の健全性及び金融の監督に関する業務を行う国務総理所属の中央行政機関。「金融委員会の設置等に関する法律」(「금융위원회의 설치 등에 관한 법률 (법률 제 18113 호)」) 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231779&ancYd=20210420&ancNo=18113&efYd=20210420&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>> 第3条

(32) 大統領所属の中央行政機関。「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」(「방송통신위원회의 설치 및 운영에 관한 법률 (법률 제 16930 호)」) 同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=213859&ancYd=20200204&ancNo=16930&efYd=20200805&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>>

(33) 「데이터를 가장 안전하게 잘 쓰는 나라를 만들겠습니다。」 2018.8.30. 과학기술정보통신부ウェブサイト <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=113&mPid=112&pageIndex=283&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=1402795&searchOpt=ALL&searchTxt=>>>

(34) 「데이터 3 법」 대한민국 정책브리핑 정책위키ウェブサイト <<https://www.korea.kr/special/policyCurationView.do?newsId=148867915>>

(35) 「데이터 3 법 개정을 계기로 데이터 산업 육성 지원 강화」 2020.1.9. 과학기술정보통신부ウェブサイト <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=113&mPid=112&pageIndex=130&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=2486388&searchOpt=ALL&searchTxt=>>>

(36) 国務総理所属の委員会。公共データに関する政府の主要政策及び計画の審議・調整、その推進事項の点検・評価を行う。「公共データの提供及び利用活性化に関する法律」第5条

(37) 정준화 「데이터 정책 거버넌스의 현황과 과제」 『이슈와 논점』 No.1787, 2020.12.31. <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=3&cmsCode=CM0043&categoryId=&searchType=&searchKeyword=&brdSeq=32932>>

(38) 공공데이터포털ウェブサイト <<https://www.data.go.kr/>>

(39) APIとは、“Application Programming Interface”の略語であり、各種サービスを提供するソフトウェア(プログラム)を外部のアプリケーション・プログラムから利用するために、サービスの提供者が公開する規約・仕様、又は、これらの規約・仕様が公開された利用の仕組みそのものをいう。日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典 第5版』丸善出版, 2020, p.19; 三輪和宏「【フランス】国のデジタルトランスフォーメーション

テンツ等の形式で提供されている。実務組織としては、公共データ活用支援センターが公共機関と民間部門とを繋いでいる⁽⁴⁰⁾。

民間データ及びデータ産業に関しては、「知能情報化基本法」⁽⁴¹⁾により科学技術情報通信部が担当しているが、個人情報に関しては個人情報保護委員会⁽⁴²⁾、金融データに関しては、信用情報法により、金融委員会の所掌となっている⁽⁴³⁾。

このような中で、データ関連政策に関して汎国家的にデータの活用性を高めるため、専門機関として新たな政府機関「データ庁（仮称）」を設立しようとする動きもみられるが、慎重論も提起されているという⁽⁴⁴⁾。

II データ基盤行政の活性化に関する法律の制定までの経緯

1 公共データ法の制定

2013年7月30日に公布された公共データ法⁽⁴⁵⁾は、本則全40か条、附則2か条から成る。公共機関が保有・管理するデータの提供、利用活性化に関する事項を定め、もって国民の公共データ利用権を保障し、公共データの民間活用を通じて生活の質の向上と国民経済の発展に資することを目的とする（第1条）。

「公共データ」とは、データベース、電子ファイル等の、公共機関が法令等で定める目的のために生成又は取得し管理する光又は電子的方式で処理された資料若しくは情報と規定された（第2条第2号）。基本原則として、公共機関は、誰でも公共データを便利に利用することができるよう努めなければならないこと、利用権を広範に拡大するための措置を採らなければならないこと、また、利用者は、公共データ利用の際に国家安全保障等の公益や他人の権利を侵害することのないよう、法令又は利用条件等による義務を順守しなければならないこと等が定められた（第3条）。

公共機関の長は、当該機関が保有・管理する公共データを国民に提供しなければならない（第17条）、所管の公共データ目録を登録しなければならないとした（第18条）。安全行政部（現在の行政安全部⁽⁴⁶⁾）長官は、公共データポータルを構築・管理し、活用を促進しなければならない（第21条）、公共データを利用しようとする者は、公表された提供対象の公共データの場合、所管公共機関又は公共データポータル等で提供を受けることができる（第26条）と定められた。

ン（DX）推進計画』『外国の立法』No.286-2, 2021.2, pp.18-21. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11633268_po_02860208.pdf?contentNo=1>; 北川高嗣ほか編『情報学事典』弘文堂, 2002, p.112.

(40) 「공공데이터포털 소개」 공공데이터포털 웹사이트 <<https://www.data.go.kr/ugs/selectPortalInfoView.do>>

(41) 知能情報化基本法は、1995年8月4日に「情報化促進基本法」として制定され、2009年5月22日の全部改正で「国家情報化基本法」に改称、更に2020年6月9日の全部改正で「知能情報化基本法」と改称された。

(42) 国務総理所属の機関。2011年3月29日の「個人情報保護法」の制定時には大統領所属の委員会として規定されていたが、2020年2月4日の「個人情報保護法」の改正により国務総理所属の中央行政機関となった。「개인정보 보호법 (법률 제 16930 호) 제정·개정 이유」 국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?siSeq=213857&lsId=&efYd=20200805&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>>

(43) 정 前掲注(37)

(44) 同上

(45) 以下、II 1内の記述に関して、2013年7月30日制定時のものによる。

(46) 行政安全部の名称の変遷は、次のとおり。1948年11月～1998年2月：内務部・総務処、1998年2月～2008年2月：行政自治部、2008年2月～2013年3月：行政安全部、2013年3月～2014年11月：安全行政部、2014年11月～2017年7月：行政自治部、2017年7月～現在：行政安全部。「연혁」 행정안전부 웹사이트 <<https://www.mois.go.kr/frt/sub/a07/history/screen.do>>

公共データ法は、制定後現在まで数回の改正を経ており、この法律を中心として、公共機関におけるデータの提供等に関する政策が行われてきた⁽⁴⁷⁾。

2 データ3法（個人情報保護法、情報通信網法、信用情報法）の改正

(1) 改正の経緯

近年の第4次産業革命と呼ばれる状況の中で、ビッグデータ利活用の拡大に向けた議論が行われてきた。これに関して、2016年6月以降に相次いで国会に提出されていた、個人情報保護法、情報通信網法、信用情報法のデータ3法についての複数の改正案がそれぞれ個人情報保護法改正案（代案）⁽⁴⁸⁾、情報通信網法改正案（代案）⁽⁴⁹⁾、信用情報法改正案（代案）⁽⁵⁰⁾にまとめられた。

個人情報保護法改正案（代案）の提案理由、主要内容には、個人情報の概念の明確化、安全なデータ活用のための方法及び基準等の整備、科学的研究、統計作成、公益的記録保存等の目的での仮名情報の利用、個人情報処理に係る各種の義務の賦課及び違反時の処罰の強化、個人情報保護委員会の格上げ、関連法の類似規定の個人情報保護法への一元化等が挙げられた。情報通信網法改正案（代案）には、個人情報保護に関する規定を削除し個人情報保護法に移管すること、及び放送通信委員会の権限の一部を、その所属機関の長に委任することができる根拠を明示化する内容が含まれた。また、信用情報法改正案（代案）では、ビッグデータ分析・利用の法的根拠の明確化、安全対策の強化、個人情報保護法との類似規定の整理、本人信用情報管理業、専門個人信用評価業、個人事業者信用評価業の導入及び信用照会業の業務体制整備、新たな個人情報自己決定権の導入、法律上の信用情報の概念の整備等が挙げられた。

2020年1月9日、これら3件の代案が本会議で可決され、3件とも同年2月4日に改正法が公布された⁽⁵¹⁾。

(47) 김태엽 「공공데이터 개방 정책의 현황 및 향후 과제」 『이슈와 논점』 No.1455, 2018.4.27. <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=4&cmsCode=CM0018&categoryId=a4&searchType=TITLE&searchKeyword=&brdSeq=23006>>

(48) 「[2024495] 개인정보 보호법 일부개정법률안 (대안) (행정안전위원회)」 의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L1Y9A1T1D2G5C1D8U1C3A3N5L7A6C1>

(49) 「[2024491] 정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 일부개정법률안 (대안) (과학기술정보방송통신위원회)」 同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_F1L9C1M2N0G4U1B6E2Q2R4X9C8J7C8>

(50) 「[2024492] 신용정보의 이용 및 보호에 관한 법률 일부개정법률안 (대안) (정무위원회)」 同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H1I9S1N1P2T8U1S6C1K4G1T6Q1L9U0>

(51) この3法のうち、情報通信網法は、2020年6月9日に一部改正及び知能情報化基本法、「法律用語の整備のための科学技術情報放送通信委員会所管32件の法律一部改正のための法律」（「법률용어 정비를 위한 과학기술정보방송통신위원회 소관 32개 법률 일부개정을 위한 법률 (법률 제 17347호)」 국가법령정보센터 웹사이트 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=218783&ancYd=20200609&ancNo=17347&efYd=20200609&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）、「ソフトウェア振興法」（「소프트웨어 진흥법 (법률 제 17348호)」 同 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=218849&ancYd=20200609&ancNo=17348&efYd=20201210&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）、「電子署名法」（「전자서명법 (법률 제 17354호)」 同 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=218885&ancYd=20200609&ancNo=17354&efYd=20210610&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>)による改正があり、信用情報法は、2020年6月9日に「電子署名法」、同年12月29日に「独占規制及び公正取引に関する法律」（「독점규제 및 공정거래에 관한 법률 (법률 제 17799호)」 同 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=224973&ancYd=20201229&ancNo=17799&efYd=20221230&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>)の改正に伴って改正され、2021年3月24日には一部改正案が国会で可決され（「[2105273] 신용정보의 이용 및 보호에 관한 법률 일부개정법률안 (이용우의원 등 10인)」 의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H2X0I1T1R1L2Z1O6G0Q8O2T9M9L2J1>）、同年4月20日に一部改正法が公布された。また、3法とも2021年4月21日現在、改正案が審議中である。本稿Ⅱ2における記述は、2020年2月4日改正時点のものによる。

(2) 改正法の内容

個人情報保護法改正法では、個人情報の一部の削除又は一部若しくは全部の代替等の方法により、追加情報なしには特定の個人を識別できないよう処理することを「仮名処理」と定義し(第2条第1号の2)、個人情報保護委員会を大統領所属から國務総理所属の中央行政機関とし(第7条)、個人情報保護委員会の所管事務を定めた(第7条の8)。また、個人情報処理者⁽⁵²⁾が、当初の収集目的と合理的に関連する範囲で情報主体に不利益が発生するかどうか、暗号化等の安全性確保に必要な措置を行ったかどうか等を考慮し、情報主体の同意なく個人情報を利用・提供することができるとした(第15条第3項、第17条第4項)。あわせて、仮名情報に対する安全措置義務等(第28条の4)、仮名情報処理時の禁止義務等(第28条の5)、仮名情報処理に対する課徴金⁽⁵³⁾賦課等(第28条の6)を新設し、第6章として「情報通信サービス提供者等の個人情報処理等特例」を整備した(第39条の3～第39条の15)⁽⁵⁴⁾。

情報通信網法改正法では、改正以前の個人情報保護に関する規定が個人情報保護法に移管された⁽⁵⁵⁾。また、この法律による科学技術情報通信部長官若しくは放送通信委員会の権限は、その一部を所属機関の長又は地方郵政庁長に委任・委託することができる(第65条第1項)。

信用情報法改正法では、信用照会業務について「個人信用評価業」、「個人事業者信用評価業」、「企業信用照会業」をそれぞれ定義し(第2条第8号～第2条第8号の3)、本人信用情報管理業を導入し(第2条第9号の2～第2条第9号の3)、仮名処理・仮名情報(第2条第15号～第2条第16号)を定義した。また、個人信用評価会社、個人事業者信用評価会社、企業信用照会会社、信用調査会社の行為規則(第22条の4～第22条の7)、データ専門機関の指定(第26条の4)、個人信用情報の伝送要求(第33条の2)等を新設した。あわせて、仮名処理・匿名処理⁽⁵⁶⁾に関する行為規則を定め(第40条の2)、損害賠償範囲を拡大し(第43条第2項)、営利又は不正目的で特定個人を識別できるよう仮名情報を処理した場合の課徴金及び罰則の規定を新設した(第42条の2第1項第1号の4、第50条第2項第7号の2)⁽⁵⁷⁾。

これらの法改正は、個人情報の保護強化とデータ活用活性化を通じた産業発展の調和を図っ

(52) 「個人情報処理者」とは、業務目的で個人情報ファイルを運用するため、自ら又は他者を通じて個人情報を処理する公共機関、法人、団体、及び個人等をいうと定義されている。個人情報保護法第2条第5号

(53) 「規約違反に対する制裁として徴収する金銭。」「과징금」 국립국어원 표준국어대사전ウェブサイト <https://stdict.korean.go.kr/search/searchView.do?word_no=32076&searchKeywordTo=3>

(54) 「개인정보 보호법 (법률 제 16930 호) 제정·개정이유」前掲注(42); 「[2024495] 개인정보 보호법 일부개정법률안 (대안) (행정안전위원회)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L1Y9A1T1D2G5C1D8U1C3A3N5L7A6C1>

(55) 「정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 (법률 제 16955 호) 제정·개정이유」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=213949&lsId=&efYd=20200805&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=#>>

(56) 仮名処理は、個人情報の一部を削除、又は一部若しくは全部を代替する等の方法で、追加情報なしには特定の個人を識別することができないよう処理することと定義され、一方で匿名処理は、それ以上特定個人である信用情報主体を識別することができないよう個人信用情報を処理することと定義されている。個人情報保護法第2条第1号の2; 信用情報法第2条第17号

(57) 「신용정보의 이용 및 보호에 관한 법률 (법률 제 16957 호) 제정·개정이유」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=213953&lsId=&efYd=20210804&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>>; 「[2024492] 신용정보의 이용 및 보호에 관한 법률 일부개정법률안 (대안) (정무위원회)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H1I9S1N1P2T8U1S6C1K4G1T6Q1L9U0>

たものとされ⁽⁵⁸⁾、この改正による期待感が示されているとのことである⁽⁵⁹⁾。

3 データ基盤行政の活性化に関する法律の制定

2017年5月8日、現在の行政安全部の前身である行政自治部が、「データ基盤行政の活性化に関する法律」制定案を立法予告⁽⁶⁰⁾した。この案は、データ基盤行政⁽⁶¹⁾の活性化の目的及び適用範囲の規定、推進体系の規定、推進手順の規定、基盤構築に関する規定を主な内容としていた⁽⁶²⁾。その後、同年12月26日に開催された国務会議⁽⁶³⁾で法案が議決され⁽⁶⁴⁾、同月28日に国会に提出された⁽⁶⁵⁾。国会では、所管委員会である行政安全委員会で2018年から2020年5月まで審査、修正された後、2020年5月20日に法制司法委員会及び本会議で可決され、同年6月9日に「データ基盤行政の活性化に関する法律」が公布され、同年12月10日に施行された。

この法律により、データ基盤行政に関する審議・調整のため、行政安全部長官（以下Ⅱ3及びⅢにおいて「長官」という。）の下にデータ基盤行政活性化委員会を設置する。長官は、データ統合管理プラットフォームを構築・運営しなければならないが、公共機関の長は、共同活用する必要があると認められるデータを、データ統合管理プラットフォームに登録することができる。公共機関の長は、データ分析センターを設置・運営することができ、長官は、政府統合データ分析センターを設置・運営することができる。

また、施行に際し下位法令として、2020年12月8日に「データ基盤行政の活性化に関する法律施行令（大統領令第31226号）」⁽⁶⁶⁾、同月10日に「データ基盤行政の活性化に関する法律施行規則（行政安全部令第216号）」⁽⁶⁷⁾がそれぞれ公布された。行政安全部は、「データ基盤行

(58) 「데이터 3법 개정을 계기로 데이터 산업 육성 지원 강화」前掲注(35); 「데이터 3법 구체화를 위한 행정입법 신속 추진한다」2020.1.21. 행정안전부 웹사이트 <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=75374>

(59) 諸一「国会、「データ3法」改正によるビッグデータを活用した産業育成に期待」『ビジネス短信』2020.1.17. 日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/004ffae691037174.html>>

(60) 「데이터기반행정 활성화에 관한 법률 제정 (안) 입법예고」2017.5.8. 국민참여입법센터ウェブサイト <<https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/ogLmPp/39190?opYn=Y&isOgYn=Y&edYdFmt=2017.+5.+30.&stYdFmt=2017.+5.+1.&pageIndex=7>> 立法予告とは、「国会法」（「국회법（법률 제 17756 호）」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224681&ancYd=20201222&ancNo=17756&efYd=20210623&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第82条の2等に規定された委員長による法律案の立法趣旨及び主要内容を予告するもの及び「行政手続法」（「행정절차법（법률 제 16778 호）」同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=212177&ancYd=20191210&ancNo=16778&efYd=20200611&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第41条等に規定された、行政庁による法令等の立法案の予告である「行政上立法予告」をいう。「입법예고」의사국『쉽게 풀어쓴 의회용어』국회사무처, 2018.7, p.396.

(61) 本稿Ⅲ2(1)参照

(62) 「행정자치부, 「데이터기반행정 활성화에 관한 법률」 제정안 입법예고」2017.5.7. 행정안전부ウェブサイト <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=58392>

(63) 国務會議とは、政府の権限に属する重要な政策を審議する場であり、大統領、國務總理及び15人以上30人以下の國務委員（國務總理の推薦によって大統領が任命し、国政に関して大統領を補佐する役職。：憲法第87条）で構成される。大韓民国憲法第88条

(64) 「데이터기반행정 활성화에 관한 법률안, 국무회의 통과」2017.12.26. 행정안전부ウェブサイト <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=61232>

(65) 「[2011077] 데이터기반행정 활성화에 관한 법률안 (정부)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_L1C7F1Q2T2B8V1I5R2C5W1S6H4F6C8>

(66) 「데이터기반행정 활성화에 관한 법률 시행령 (대통령령 제 31226 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=223829&ancYd=20201208&ancNo=31226&efYd=20201210&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

政が施行されれば、カスタマイズ型行政サービスの提供が可能になり、行政サービスの質及び行政効率がより大幅に改善されることと期待される」⁽⁶⁸⁾としている。

Ⅲ データ基盤行政の活性化に関する法律の概要

1 構成

データ基盤行政の活性化に関する法律は、本則 25 か条、附則 3 か条から成り、その構成は、第 1 章：総則（第 1 条～第 4 条）、第 2 章：推進体系（第 5 条～第 7 条）、第 3 章：データの登録及び提供手続等（第 8 条～第 15 条）、第 4 章：データ基盤行政の基盤構築（第 16 条～第 25 条）となっている。

2 主な内容

(1) 総則（第 1 条～第 4 条）

この法律は、データを基盤とした行政の活性化に必要な事項を定めることにより、客観的で科学的な行政を通じて、公共機関の責任性、対応性及び信頼性を高め、国民の生活の質を向上させることを目的とする（第 1 条）。この法律において「データ基盤行政」とは、公共機関が生成し、又は他の公共機関及び法人・団体等から取得し管理しているデータを、収集・保存・加工・分析・表現する等の方法により、政策の策定及び意思決定に活用することによって、客観的かつ科学的に行う行政をいう（第 2 条）。

(2) 推進体系（第 5 条～第 7 条）

データ基盤行政に関する審議・調整のため、長官の下にデータ基盤行政活性化委員会を置く。長官は、データ基盤行政活性化委員会での審議結果に従い、公共機関の長に必要な措置を勧告することができ、勧告を受けた公共機関の長は、特別な事由がない限りこれに従わなければならない（第 5 条）。

長官は、データ基盤行政の活性化のための基本計画を 3 年ごとに策定しなければならない（第 6 条）。中央行政機関の長及び地方自治体の長は、基本計画に従って、毎年、データ基盤行政活性化施行計画を策定し、長官に提出しなければならない（第 7 条）。

(3) データの登録及び提供手続等（第 8 条～第 15 条）

公共機関の長は、共同活用する必要があると認められるデータを、この法律の第 18 条の規定によるデータ統合管理プラットフォームに登録することができる。また、長官は、インターネットを通じて公開されたデータをデータ統合管理プラットフォームに登録することができる（第 8 条）。

公共機関の長は、登録されたデータを、データ統合管理プラットフォームを通じて収集・活

(67) 「데이터기반행정 활성화에 관한 법률 시행규칙 (행정안전부령 제 216 호)」 同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224083&ancYd=20201210&ancNo=00216&efYd=20201210&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(68) 「데이터를 기반으로 한 과학적 행정시대 본격화」 2020.12.9, p.1. 행정안전부ウェブサイト <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=81564>

用することができ（第9条）、また、登録されていないデータの提供を受けようとする場合には、データ所管公共機関の長にデータ提供を要請することができる（第10条）。

公共機関の長は、必要な場合、契約による購入及び業務協約等を通じて民間法人等にデータの提供を要請することができ、長官は、民間法人等がデータの提供・連携、共同活用等を通じてデータ基盤行政に参加することができるよう、必要な対策を講じなければならない（第14条）。

(4) データ基盤行政の基盤構築（第16条～第25条）

公共機関の長は、生成又は取得し管理するデータについてのメタデータ⁽⁶⁹⁾及びデータ関係図を体系的に管理しなければならない。長官は、データの体系的な管理のため、公共機関のメタデータ及びデータ関係図を統合・連携し、管理することができる（第16条）。

長官は、関係する中央行政機関の長と協議し、データ分析等の手続及び方法、メタデータの管理方法、その他必要な事項についての標準を制定・施行しなければならない。また、データ基盤行政に関連した国内外の標準の調査・研究及び開発、データ基盤行政の標準と関連した国際標準機構「原文ママ」又は国際標準機関との協力体制の維持・強化等の業務を推進することができる（第17条）。

長官は、データ統合管理プラットフォームを構築・運営しなければならない。また、データ統合管理プラットフォームの効率的な運営のため、各公共機関で構築・運営しているデータ管理に関するシステムを相互連携し、又は統合することができる（第18条）。

公共機関の長は、当該機関のデータ基盤行政の活性化に関する業務を総括する責任官を任命しなければならない（第19条）。

公共機関の長は、データ分析センターを設置・運営することができ、長官は、政府統合データ分析センターを設置・運営することができる。公共機関の長及び長官は、これらのセンターにデータ関連の専門人材を配置するよう努めなければならない（第20条）。

長官は、科学技術情報通信部長官と協議して、データ基盤行政専門機関を指定することができる（第21条）。

おわりに

データ基盤行政の活性化に関する法律は、2020年12月10日に施行された。2021年1月20日には、行政安全部長官の主催の下に「データ基盤行政とデータ政策の方向」をテーマとした会議が開催され、同月26日に行政安全部は、2021年を「データ基盤行政推進元年」として政策を行っていくことを発表した⁽⁷⁰⁾。同年2月19日には、データ基盤行政活性化委員会の初回の会議が開催され、「第1次データ基盤行政活性化基本計画」の推進を明らかにした⁽⁷¹⁾。

(69) 「データの体系的な管理並びに便利な検索及び活用のためにデータの構造、属性、特性、履歴等を表現した資料をいう。」「データ基盤行政の活性化に関する法律」第16条第1項

(70) 「2021년 데이터 기반 행정 추진 원년으로... 미래형 행정 설계—데이터기반 행정 기본계획 수립하여 일하는 방식에 적용 혁신사례 만들 것—」2021.1.26. 행정안전부 웹사이트 <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=82494>

2020年7月7日及び2021年3月19日には、公共データ法の更なる改正案⁽⁷²⁾が提出された。前者の改正案は、国家重点データの指定⁽⁷³⁾と加工・整備、品質の診断・評価等を内容とするものである。後者の改正案は、公共データの提供拒否及び提供中断に関する紛争調整の申請があった場合に、紛争調整委員会がやむをえない事情がある場合において、処理期間の延長をすることができるとしている規定について、「正当な事由がある場合」とする案である。両改正案とも、2021年4月21日現在審議中である。

また、新たな立法案として同年12月8日に「データ基本法案」⁽⁷⁴⁾、同月22日に「データの利用促進及び産業振興に関する法律案」⁽⁷⁵⁾も提出された。前者は、既存法で定められている公共部門のデータだけではなく民間データを含め、多様な経済的価値の創出とデータ産業の発展基盤の形成による国民生活の向上と経済発展への寄与を目的とする。後者は、データ主体の主権的権利⁽⁷⁶⁾及び保護手続の整備とデータ産業振興及び利用活性化に関する規定等の内容を含んだものである。2021年4月13日には、「国家データ委員会の設置及び運営に関する法律案」⁽⁷⁷⁾、「データ財産権の保護等に関する法律案」⁽⁷⁸⁾、「データ産業振興法案」⁽⁷⁹⁾が提出された。

これらとは別に、近年のデジタル動向や新型コロナウイルス感染症流行等の状況も踏まえ、デジタル関連の新たな制定法案も複数提出される⁽⁸⁰⁾等の動きも見られる。

特に、2020年7月、「韓国版ニューディール」構想が発表された⁽⁸¹⁾。この中には「デジタル

(71) 「데이터로 국민체감형 공공서비스 새롭게 설계한다」 2021.2.19. 同上 <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=82947>; 「제 1 차 데이터기반행정 활성화 기본 계획 수립」 2021.2.22. 同 <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type002/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_0000000205&nttId=82990>

(72) 「[2101575] 공공데이터의 제공 및 이용 활성화에 관한 법률 일부개정법률안 (송갑석의원 등 15인)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X2F0F0K7F0U7T1X5U0E0F1Q3M6N1K1>; 「[2108955] 공공데이터의 제공 및 이용 활성화에 관한 법률 일부개정법률안 (김도읍의원 등 12인)」 同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V2Y1K0B3O1U9Q1T7R1D0C1N3K5A5W1>

(73) 第19条の2を新設し、提供対象の公共データのうち、提供の効果、至急性が高い公共データを行政安全部長官が国家重点データに指定することができるようにする内容が含まれている。[2101575], 同上

(74) 「[2106182] 데이터 기본법안 (조승래의원 등 34인)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_T2H0K1T2J0W8Y1Q1A0B2O4S7L1R2S4>; 前掲注(37)

(75) 「[2106820] 데이터의 이용촉진 및 산업진흥에 관한 법률안 (허은아의원 등 10인)」 同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S2V0F1U2O2Q2W1R3O2V0V1F9P2Q5Q4>

(76) 上記の法案では、案第2条(定義)第2号で、「データ主体」を、データを生産し、提供した主体をいうと規定している。また、案第9条(データ主権)では、「データ主体は、自身が処理したデータについて主権的権利を持ち、何人も次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。 1. 正当な権限なくデータの全部又は相当部分を複製・配布・伝送・削除する行為 2. データ保護のためデータに適用した技術的保護措置を回避・除去・変更する行為」としている。同上

(77) 「[2109446] 국가데이터위원회 설치 및 운영에 관한 법률안 (박성중의원 등 11인)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q2D1S0V4R1J3K1N6G5Z4S0D5S5J5C1>

(78) 「[2109453] 데이터재산권의 보호 등에 관한 법률안 (박성중의원 등 11인)」 同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W2J1Z0J4Z1R3K1X7S2E6N3T5V9J1N1>

(79) 「[2109463] 데이터 산업 진흥법안 (이영의원 등 11인)」 同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L2P1A0S4L1M3P1U5C4B2I3H5W8H1S5>

(80) 「[2103873] 산업디지털 전환 촉진법안 (조정식의원 등 17인)」 同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_A2F0X0P9V1Z4B1N7F5L7N4O7H4B1I2>; 「[2104509] 산업의 디지털 전환 및 지능화 촉진에 관한 법안 (고민정의원 등 12인)」 同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C2R0S1F0N1J2D1X7P2J4W3N9V9M7M8>; 「[2106035] 기업디지털전환 지원법안 (양금희의원 등 11인)」 同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P2E0I1H2S0E2W1P5D1X9O5O2A6O7B3>; 「[2107422] 디지털포용법안 (강병원의원 등 15인)」 同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U2P1T0X1N1M5W1P5X2N1B2Z0Q6X3H6>; 「[2107726] 디지털 기반의 원격교육 활성화 기본법안 (박찬대의원 등 16인)」 同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H2I1M0J1V2U6S1L4T3Q0E5Z5L1Y6A2>

ニューディール」]として、「D・N・A (Data, Network, AI) エコシステム⁽⁸²⁾強化」、「教育インフラのデジタル転換」、「非対面産業の育成」、「社会間接資本 (SOC)⁽⁸³⁾のデジタル化」の内容が含まれており⁽⁸⁴⁾、今後の動向が注目されている。

参考文献

- ・李貞娥「韓国の政府 3.0 と公共データ開放に向けた取り組み」『行政 & 情報システム』49 卷 4 号, 2013.8, pp.44-48.
- ・経済協力開発機構 編著, 大磯一・入江晃史 監訳, 齋藤長行・田中絵麻 訳『OECD ビッグデータ白書—データ駆動型イノベーションが拓く未来社会—』明石書店, 2018.
- ・総務省「大韓民国」総務省世界情報通信事情ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/korea/pdf_contents.html>
- ・二階宏之「韓国の公共データ開放—デジタル社会への挑戦— (特集 オープンガバメント・データ整備の動向を追う—開発途上国を中心に—)」『アジア研ワールド・トレンド』No.268, 2018.2, pp.9-11. <https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=50115&item_no=1&page_id=39&block_id=158>
- ・森田正実「ヘルスケア分野のエコシステムについて考える—データエコシステムの論点—」『医薬産業政策研究所政策研ニュース』No.59, 2020.3, pp.52-58.
- ・권현영「데이터기반행정법과 데이터정책의 과제」『KISO 저널』No.40, 2020.10, pp.23-28.
- ・신민수「데이터 생태계 구축 및 활성화 — 해외 정책 동향과 시사점을 중심으로—」『전자공학회지』47(6), 2020.6, pp.28-36.
- ・정성호・전주열「데이터 기반 행정법과 증거기반 정책결정」『한국비교정부학보』24 권 3 호, 2020.9, pp.173-191.

(なかむら ほのか)

(81) 「[한국판 뉴딜 종합계획] 발표」2020.7.14. 기획재정부ウェブサイト <https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_000000000028&searchNttId1=MOSF_000000000040637&menuNo=4010100>; “Government releases an English Booklet on the Korean New Deal” 2020.7.28, 기획재정부ウェブサイト (英語) <<https://english.moef.go.kr/pc/selectTbPressCenterDtl.do?boardCd=N0001&seq=4948>>; 「[韓国版ニューディール] 構想を公表」『ビジネス短信』2020.7.17. 日本貿易振興機構 (JETRO) ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/07/13ab4b4a83978545.html>>

(82) 韓国語原文では「생태계 (生態系)」となっている。なお、前掲の企画財政部英語ウェブサイトに掲載されている英語版の韓国版ニューディールに関するブックレットでは、該当部分が“Stronger Integration of DNA throughout the Economy”となっているが、当該項目の説明部分では“D.N.A Ecosystem”という表現も使われている。Ministry of Economy and Finance, “Korean New Deal: National Strategy for a Great Transformation,” 2020, p.18.

(83) Social Overhead Capital. 直接資本でなく間接的であって、様々な生産活動に寄与する資本とされている。한국민족문화대백과사전ウェブサイト <<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/SearchNavi?keyword=%EC%82%AC%ED%9A%8C%EA%B0%84%EC%A0%91%EC%9E%90%EB%B3%B8&ridx=0&tot=5>>

(84) 「[디지털 뉴딜] 한국판 뉴딜ウェブサイト <<http://www.knewdeal.go.kr/front/view/newDeal01.do>>; 「[ポストコロナ]時代におけるデジタル活用について」[「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会ワーキンググループ (第1回)] 総務省提出資料, 2020.11.4, p.21. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/post-corona_digital/02tsushin01_04000604.html>

データ基盤行政の活性化に関する法律

데이터기반행정 활성화에 관한 법률

(2020年6月9日制定 法律第17370号 2020年12月10日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中村 穂佳訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 推進体系（第5条～第7条）
- 第3章 データの登録及び提供手続等（第8条～第15条）
- 第4章 データ基盤行政の基盤構築（第16条～第25条）
- 附則

第1章 総則

第1条（目的）

この法律⁽¹⁾は、データを基盤とした行政の活性化に必要な事項を定めることにより、客観的で科学的な行政を通じて、公共機関の責任性、対応性及び信頼性を高め、国民の生活の質を向上させることを目的とする。

第2条（定義）

この法律において用いる用語の意義は、次のとおりである。

1. 「データ」とは、情報処理能力を備えた装置を通じて生成し、又は処理され、機械による判読が可能な形態で存在する定型又は非定型の情報⁽²⁾をいう。
2. 「データ基盤行政」とは、公共機関が生成し、又は他の公共機関及び法人・団体等から取得し、管理しているデータを、収集・保存・加工・分析・表現する等（以下「分析等」という。）の方法で、政策の策定及び意思決定に活用することで、客観的かつ科学的に行う行政をいう。
3. 「公共機関」とは、中央行政機関（大統領所属機関及び国務総理所属機関を含む。以下同様。）及びその所属機関、地方自治体並びに次の各目⁽³⁾の機関をいう。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月21日である。また、[]内の語句は、訳者による補記である。

(1) 「데이터기반행정 활성화에 관한 법률 (법률 제 17370 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=219563&ancYd=20200609&ancNo=17370&cfYd=20201210&nwJoYnInfo=N&cfGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(2) 「定型（的）情報とは、事前に情報の処理内容ないし処理仕様が決められているものであり、機械的・自動的処理（繰り返しの処理）が行われるもの」で、「非定型（的）情報とは、その処理の必要性が生じてから処理仕様が決められるものであり、機械的・自動的な処理は不可能である。」とされる。北川高嗣ほか『情報学事典』弘文堂、2002、pp.613, 770.

(3) 条文の階層構造において、号の下の階層をいう。

- イ. 「公共機関の運営に関する法律」⁽⁴⁾ 第4条の規定による公共機関
- ロ. 「地方公企業法」⁽⁵⁾ の規定による地方公社及び地方公団
- ハ. その他大統領令⁽⁶⁾ で定める法人・機関及び団体

第3条 (国家等の責務)

- ① 国及び地方自治体は、データ基盤行政を活性化するための施策を策定し、その推進に必要な行政的・技術的・財政的措置を講じなければならない。
- ② 国及び地方自治体は、データ基盤行政を効果的に遂行するための制度の改善及び技術の研究・開発を実施しなければならない。
- ③ 公共機関は、データの最新性・正確性及び相互連携性が維持されるよう努めなければならない。
- ④ 公共機関は、データの提供、連携及び共同活用を積極的に遂行し、その成果が有用に活用されるよう努めなければならない。
- ⑤ 公共機関は、データ基盤行政を遂行する過程で、個人情報の保護を優先的に考慮し、それに必要な対策を採らなければならない。

第4条 (他の法律との関係)

- ① データ基盤行政に関して、他の法律に特別な規定がある場合を除いては、この法律で定めるところによる。
- ② データに個人情報が含まれた場合、当該部分の収集・提供及び利用等に関しては、「個人情報保護法」⁽⁷⁾ に従う。

(4) 「공공기관의 운영에 관한 법률 (법률 제 17128 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=216101&ancYd=20200331&ancNo=17128&efYd=20210101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第4条では、企画財政部長官が、国、地方自治体以外の機関のうち、他の法律によって直接設立され政府が出えんする機関等、規定に該当する機関を公共機関に指定することができること及びその例外規定を定める。

(5) 「지방공기업법 (법률 제 17893 호)」 同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228587&ancYd=20210112&ancNo=17893&efYd=20220113&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> それぞれ第3章「地方公社」、第4章「地方公団」で規定されており、地方公社については、第49条の規定により、地方自治体が事業の効率的な遂行に必要な場合に地方公社を設立することができることが定められている。地方公団については、第76条の規定により、地方自治体が事業の効率的な遂行に必要な場合に地方公団を設立することができることが定められている。

(6) 「데이터기반행정 활성화에 관한 법률 시행령 (대통령령 제 31226 호)」 第2条, 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=223829&ancYd=20201208&ancNo=31226&efYd=20201210&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「초·중등교육법」(「초·중등교육법 (법률 제 17958 호)」) 同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=230425&ancYd=20210323&ancNo=17958&efYd=20210924&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「高等教育法」(「고등교육법 (법률 제 17951 호)」) 同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=230347&ancYd=20210323&ancNo=17951&efYd=20220324&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 及び他の法律の規定によって設置された各級学校並びに特別法により設立された特殊法人と定められている。

(7) 「개인정보 보호법 (법률 제 16930 호)」 同上 <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=213857&ancYd=20200204&ancNo=16930&efYd=20200805&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

第2章 推進体系

第5条（データ基盤行政活性化委員会）

- ① データ基盤行政に関する次の各号の事項を審議・調整するため、行政安全部⁽⁸⁾長官の下にデータ基盤行政活性化委員会（以下「委員会」という。）を置く。
 1. データ基盤行政と関連した政策、制度及び法令の改善
 2. 第6条の規定によるデータ基盤行政活性化基本計画の策定・変更
 3. 第13条の規定によるデータの提供拒否に対する調整
 4. 第20条第2項第1号及び第4号の規定によるデータ分析等が必要な事項
 5. その他データ基盤行政と関連して、委員会の委員長が必要と認める事項
- ② 委員会は、委員長1名を含めた30名以下の委員で構成する。
- ③ 委員は、次の各号の者のうち〔から〕行政安全部長官が委嘱し、委員長は、第2号から第6号までの規定に従って委嘱された委員の中から行政安全部長官が指名する。
 1. 大統領令で定める公共機関⁽⁹⁾の長が推薦する、専門知識と経験が豊富な所属公務員又はデータ分析等の関連業務に従事する所属役職員⁽¹⁰⁾

(8) 部は日本の省に相当。

(9) 大統領令第31226号第3条第1項の各号に、次のように規定されている。「1. 企画財政部、教育部、科学技術情報通信部、行政安全部、文化体育観光部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、雇用労働部、国土交通部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部及び統計庁 2. 「地方自治法」〔지방자치법（법률 제 16057 호）〕 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=206054&ancYd=20181224&ancNo=16057&efYd=20191225&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第165条第1項第1号の規定による地方自治体の長の全国的協議体が特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道（以下「市・道」という。）のうち、推薦する2つの市・道 3. 「地方自治法」第165条第1項第3号の規定による地方自治体の長の全国的協議体が市・郡・区（自治区をいう。以下同様。）のうち、推薦する2つの市・郡・区 4. 法第2条第3号の各目のいずれかに該当する公共機関であって、行政安全部長官が本法の運用と密接な関連があると認める2つの公共機関」なお、2021年1月12日に地方自治法が全部改正されたことにより、大統領令31226号第3条第1項に記載の「〔地方自治法〕第165条第1項第1号」及び「〔地方自治法〕第165条第1項第3号」の部分の内容は、2021年1月12日改正地方自治法（2022年1月13日施行）においてそれぞれ、第182条第1項第1号及び第182条第1項第3号に相当する。この2021年1月12日全部改正法において、附則第23条により、「この法律の施行時に、他の法令で従前の「地方自治法」の規定を引用している場合には、この法律中にそれに該当する規定があれば、従前の規定に代えてこの法律の該当する規定を引用したものとみなす」と規定されている。また、2021年4月13日に、「空き家及び小規模住宅の整備に関する特例法（法律第18049号）」により、2021年1月12日改正地方自治法の附則の一部が他法改正され、加えて同月20日には地方自治法の一部改正法が公布された（2021年4月20日現在施行中の地方自治法第4条の2「自治区でない区及び邑・面・洞等の名称並びに区域」の第4項、第5項を改正し、第6項を新設するもので、同年10月21日に施行される。2021年1月12日全部改正法の施行後は、第7条第4項から第6項となる。）。上記の地方自治法のURLは、2021年1月12日全部改正以前のもの（2021年4月21日現在施行されているもの）である。

(10) 大統領令第31226号第3条第2項の各号には、次のように規定されている。「1. 第1項第1号による公共機関：当該中央行政機関の高位公務員団〔国の高位公務員を汎政府的次元で効率的に人事管理し、政府の競争力を高めるために構成される；国家公務員法〔국가공무원법（법률 제 17893 호）〕同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228511&ancYd=20210112&ancNo=17893&efYd=20220113&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条の2第1項〕に所属する一般職公務員（職務等級がイ等級〔「職務分析規程〔직무분석규정（대통령령 제 28211 호）〕同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195841&ancYd=20170726&ancNo=28211&efYd=20170726&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#>>〕第8条第2項によって、高位公務員団職位の職務等級はイ等級とロ等級に区分される。〕に該当する公務員に限定する。） 2. 第1項第2号及び第3号による公共機関：当該地方自治体の副首長 3. 第1項第4号による公共機関：当該公共機関の長」また、本法律では、第2条（定義）第3号において「公共機関」を中央行政機関とその所属機関、地方自治体、「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関（国・地方自治体でない法人・団体又は機関のうち規定に該当し、指定された機関）、地方公社及び地方公団、その他大統領令で定める法人・機関及び団体と規定しており、第5条第3項第1号の公共機関の所属公務員又は所属役職員は、中央行政機関等及び地方自治体の公務員と、その他の公共機関の所属役職員を指すと考えられる。「고위공무원단 제도」 인사혁신처ウェブサイト <<http://www.mpm.go.kr/mpm/info/infoBiz/hrSystemInfo/hrSystemInfo01/>>; 「고위공무원단 제도 개관」 2017.8.23, 同 <http://www.mpm.go.kr/mpm/info/infoBiz/bizBoard/?boardId=bbs_0000000000000120&mode=view&cntId=9&category=%EA%B3%A0%EC%9C%84%EA%B3%B5%EB%AC%B4%EC%9B%90&pageIdx=3>

2. 大学の准教授⁽¹¹⁾以上、又は5年以上データ分析等関連の研究所で勤務した若しくは勤務している者
 3. データ分析等関連業界で役職員として5年以上勤務した又は勤務している者
 4. データ分析等関連団体で5年以上勤務した又は勤務している者
 5. 判事、検事又は弁護士であって、5年以上の経歴がある者
 6. その他データ分析等の分野に専門性を持つと行政安全部長官が認めた者
- ④ 第3項第2号から第6号までの規定により委嘱された委員の任期は2年とし、一度のみ再任することができる。ただし、委員の辞任等で新しく委嘱された委員の任期は、前任委員の任期の残期間とする。
- ⑤ 委員会は、第1項の各号の事項を審議するために必要な場合、関係する公共機関の公務員及び役職員又はデータ基盤行政に関する専門知識が豊富な者等から意見を聞くことができ、関係機関又は団体等に対して資料の提出を要求することができる。
- ⑥ 行政安全部長官は、第1項の各号の事項に対する委員会の審議結果に従って、公共機関の長に必要な措置を勧告することができる。この場合、勧告を受けた公共機関の長は、特別な事由がない限り勧告に従わなければならない。
- ⑦ 委員会は、委員会の業務を効率的に遂行するために、分科委員会を置くことができる。
- ⑧ その他委員会及び分科委員会の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第6条（データ基盤行政活性化基本計画）

- ① 行政安全部長官は、データ基盤行政を体系的に推進するため、データ基盤行政活性化のための基本計画（以下「基本計画」という。）を3年ごとに策定しなければならない。
- ② 行政安全部長官は、基本計画を策定するときには、関係する中央行政機関の長と協議し、委員会の審議を経て確定しなければならない。基本計画のうち、大統領令で定める重要な事項⁽¹²⁾を変更する場合にも、同様とする。
- ③ 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
1. データ基盤行政活性化の基本目標及び中長期発展方向
 2. データ基盤行政活性化と関連した法令・制度の改善
 3. 主要分野別のデータ基盤行政活性化対策
 4. データの連携・提供及び共同活用に必要な体系構築
 5. データの連携・提供及び共同活用に必要な専門人材の養成
 6. データ基盤行政の活性化に必要な投資及び財源調達計画
 7. その他データ基盤行政の活性化のために必要な事項
- ④ 行政安全部長官は、委員会の審議を経て部門計画の作成指針を定め、関係機関に通知することができる。基本計画の策定のために必要な場合、公共機関の長に関連資料の提出を要請することができる。
- ⑤ その他基本計画の策定及び施行に必要な事項は、大統領令で定める。

(11) 韓国では「副教授（早교수）」と呼ばれる。

(12) 中央行政機関及び地方自治体のデータ基盤行政活性化政策に重大な影響を及ぼす事項であって、2つ以上の中央行政機関又は地方自治体に関連する事項若しくは委員会が定める金額以上の予算上の措置が必要な事項と定められている。大統領令第31226号第7条第1項

第7条（データ基盤行政活性化施行計画）

- ① 中央行政機関の長及び地方自治体の長は、基本計画に従って、毎年、データ基盤行政活性化施行計画（以下「施行計画」という。）を策定し、大統領令で定めるところ⁽¹³⁾により、行政安全部長官に提出しなければならない。
- ② 行政安全部長官は、提出された施行計画を点検し、当該中央行政機関の長又は地方自治体の長が遂行するデータ基盤行政と関連した政策若しくは事業推進が、他の機関の政策又は事業推進に支障を与えるおそれがあると認められるときには、中央行政機関の長及び地方自治体の長に施行計画の調整を要請することができる。
- ③ 施行計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
 1. 前年度のデータ基盤行政活性化関連成果の評価
 2. 基本計画を履行するための当該年度のデータ基盤行政活性化計画
 3. データ基盤行政関連予算運用計画及び専門人材の養成計画
 4. 第16条の規定によるデータ管理体系の構築に関する計画
 5. 他の公共機関等とのデータ連携・協力方策
 6. その他データ基盤行政の活性化のために必要な事項
- ④ その他施行計画の策定及び施行に必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 データの登録及び提供手続等**第8条（データの登録等）**

- ① 公共機関の長は、次の各号の分野と関連して共同活用する必要があると認めるデータ（第11条第1項の各号に該当するデータは除く。）を、第18条の規定によるデータ統合管理プラットフォーム（以下「データ統合管理プラットフォーム」という。）に登録することができる。
 1. 主要政策を策定し、又は経済的・社会的問題等を解決するために、国民の意見を迅速かつ正確に取りまとめる必要がある分野
 2. 特定の階層・地域・分野等についての比較及び分析等を通じて特化された対策を整備し、又はカスタマイズ型サービスが必要な分野
 3. 安全事故⁽¹⁴⁾、疾病等、事前に危険要素及び原因を予測し、除去方法を提示する必要がある分野
 4. 政治的・経済的・社会的及び文化的に多様な未来需要を充足するために、先制的に対応する必要がある分野
 5. 費用節減や処理手続の改善等を通じて、行政業務の経済性及び効率性を高める必要がある分野
- ② 行政安全部長官は、データの円滑な共同活用のため、インターネットを通じて公開されたデータをデータ統合管理プラットフォームに登録することができる。
- ③ 行政安全部長官は、様々な機関が共同活用する必要があるデータを調査し、関連公共機関

(13) 「中央行政機関の長及び地方自治体の長は、基本計画に従って、法第7条第1項の規定によるデータ基盤行政活性化施行計画（以下「施行計画」という。）を策定し、毎年2月末までに行政安全部長官に提出しなければならない。」大統領令第31226号第8条第1項

(14) 「工場、工事場所等で安全教育の不備又は不注意等により起こる事故。」 국립국어원 우리말샘 웹사이트 <https://opendict.korean.go.kr/dictionary/view?sense_no=218616>

に当該データの登録を要請することができる。この場合、公共機関の長は、特別な事由がない限り要請に従わなければならない。

- ④ 第3項の規定によるデータ調査の基準及び手続・方法並びにデータの登録要請等に必要事項は、大統領令で定める。

第9条（登録されたデータ等の収集・活用）

- ① 公共機関の長は、第8条の規定により登録されたデータを、データ統合管理プラットフォームを通じて収集・活用することができる。
- ② 第1項の規定によるデータの収集方法及び活用手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第10条（データの提供要請）

- ① 公共機関の長は、第8条の規定により登録されていないデータの提供を受けようとする場合には、データ所管の公共機関の長にデータの提供を要請することができる。
- ② 第1項によりデータ提供を要請する場合には、データの利用目的、分析方法及び利用期間等を明示した文書（電子文書を含む。）で行わなければならない。
- ③ 第1項及び第2項の規定によるデータの提供要請方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第11条（データの提供範囲）

- ① 公共機関の長は、第10条第1項の規定により提供要請を受けたデータが、当該公共機関が生成し、又は取得して管理するデータである場合には、これを提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、データを提供しないことができる。
 1. データが他の法律又は他の法律で委任した命令（大統領令及び条例のみ該当する。）で秘密であると規定された場合
 2. 国家安全保障又は国防・統一・外交関係等に関するデータであって、これを提供すると国の重大な利益を大きく害するおそれがあると認められる場合
 3. 他の法令によってデータの目的外利用が制限され、又は禁止される場合
- ② 第1項にかかわらず、公共機関の長は、第1項の各号に該当する内容を技術的に分離することができるときには、その部分を除いたデータを提供しなければならない。

第12条（データの提供決定等）

- ① 第10条第1項の規定によりデータ提供要請を受けた公共機関の長は、そのデータが第11条第1項の各号のいずれかに該当するか否かを検討した後、提供可否を決定しなければならない。
- ② 公共機関の長は、データの提供を決定したときには、データを要請した公共機関の長に当該データを遅滞なく提供し、データの提供拒否を決定したときには、データを要請した公共機関の長に拒否決定の内容及び事由を遅滞なく通知しなければならない。
- ③ 公共機関の長が第2項の規定によりデータを提供する場合には、データを要請した公共機関にデータ提供にかかる費用の全部又は一部を負担させることができる。
- ④ 第3項の規定による費用負担の対象・範囲等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第13条（データの提供拒否に対する調整）

- ① 第12条第2項の規定によりデータの提供拒否決定通知を受けた公共機関の長は、提供拒否に対する調整を委員会に要請することができる。

- ② 行政安全全部長官は、委員会の調整結果に沿って、関係公共機関の長に当該結果を書面で遅滞なく通知しなければならない。通知を受けた公共機関の長は、特別な事由がない限りその調整結果を履行しなければならない。
- ③ 第1項及び第2項の規定によるデータの提供拒否に対する調整手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第14条（民間データの提供要請等）

- ① 公共機関の長は、データ基盤行政を活性化するために必要である場合、契約による購入及び業務協約等を通じて、法人・団体又は個人等（以下「民間法人等」という。）に当該民間法人等が生成し、又は取得し、かつ管理するデータを提供することを要請することができる。
- ② 行政安全全部長官は、民間法人等がデータの提供・連携又は共同活用等を通じてデータ基盤行政に参加することができるよう、必要な対策を講じなければならない。この場合、行政安全全部長官は他の公共機関を代表して民間法人等と業務協約等を締結することができる。
- ③ 第1項及び第2項の規定による業務協約の内容及び手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第15条（提供されたデータに対する管理）

- ① データを提供された公共機関は、データを提供された目的外の用途に利用し、又はこれを第三者に提供してはならない。
- ② データを提供された公共機関は、保有期間の経過、データ利用目的の達成等によりデータが不要になったときは、遅滞なく当該データを破棄しなければならない。データを破棄するときは、復旧又は再生されないよう措置を採らなければならない。
- ③ データを提供された公共機関は、提供されたデータが偽造・変造・毀損され、又は流出しないよう、内部の管理計画の策定等、安全性の確保に必要な技術的・管理的及び物理的措置を採らなければならない。

第4章 データ基盤行政の基盤構築

第16条（データ管理体系の構築）

- ① 公共機関の長は、生成し、又は取得し、かつ管理するデータについてのメタデータ（データの体系的な管理並びに便利な検索及び活用のためにデータの構造、属性、特性、履歴等を表現したデータ⁽¹⁵⁾をいう。以下同様。）及びデータ関係図（データ間の関係を表した図をいう。以下同様。）を体系的に管理しなければならない。
- ② 行政安全全部長官は、データを体系的に管理するため、公共機関のメタデータ及びデータ関係図を統合・連携し、管理することができる。この場合、行政安全全部長官は、機関別メタデータ及びデータ関係図を統合してデータ管理体系を構築・運営しなければならない。
- ③ 第2項の規定によるデータ管理体系の構築・運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第17条（データ基盤行政の標準化）

- ① 行政安全全部長官は、データ基盤行政活性化のために、関係中央行政機関の長と協議して次

(15) 韓国語原文では「자료（資料）」とされている。

の各号の事項に対する標準を制定・施行しなければならない。ただし、データ基盤行政と関連した事項が「産業標準化法」による韓国産業標準⁽¹⁶⁾に定められている場合は、この限りでない。

1. データ分析等の手続及び方法
 2. メタデータの管理方法
 3. その他データ基盤行政の活性化のために必要な事項
- ② 行政安全部長官は、データ基盤行政の標準化のために、次の各号の業務を推進することができる。
1. データ基盤行政関連の国内外の標準の調査・研究及び開発
 2. データ基盤行政の標準と関連した国際標準機構〔原文ママ〕又は国際標準機関との協力体制の維持・強化
 3. その他データ基盤行政の標準化のために必要な事項
- ③ 第1項及び第2項の規定によるデータ基盤行政の標準化の方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第18条（データ統合管理プラットフォーム）

- ① 行政安全部長官は、公共機関がデータを効率的に提供・連携し、及び共同活用することができるよう、次の各号の事項を含めたデータ統合管理プラットフォームを構築・運営しなければならない。
1. データ及びメタデータの体系的な収集
 2. データ関係図等、連関データに基づくデータ探索
 3. データ類型別保存体系
 4. データ分析等を通じた政策の策定・意思決定支援及び履歴管理
 5. 電子的システムを通じて収集・管理されるデータの連携及び共同活用
 6. その他データの提供・連携及び共同活用のために必要な事項
- ② 行政安全部長官は、第1項の規定によるデータ統合管理プラットフォームの効率的な運営のため、各公共機関で構築・運営しているデータ管理に関するシステムを相互連携し、又は統合することができる。この場合、関係公共機関の長と事前に協議しなければならない。
- ③ その他データ統合管理プラットフォームの構築及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第19条（データ基盤行政責任官）

- ① 公共機関の長は、当該機関のデータ基盤行政の活性化に関する業務を総括する責任官（以下「データ基盤行政責任官」という。）を任命しなければならない。
- ② データ基盤行政責任官は、当該機関の業務と関連して、次の各号の業務を担当する。
1. データ基盤行政活性化施策の総括調整及び支援
 2. データ基盤行政関連データの連携・提供・共同活用に関する業務総括及び支援
 3. 第16条の規定によるデータ管理体系を構築するための業務総括及び支援
 4. その他データ基盤行政に関する業務

(16) 「산업표준화법 (법률 제 16272 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=206716&ancYd=20190115&ancNo=16272&efYd=20200116&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2章「韓国産業標準」

第20条（データ分析センター）

- ① 公共機関の長は、データ基盤行政の遂行に必要なデータの分析等を通じて、政策策定及び意思決定に活用するために、データ分析センターを設置・運営することができる。
- ② 行政安全部長官は、次の各号のいずれかに該当する事項に関するデータの分析等を通じて、政策の策定及び意思決定を支援するために、政府統合データ分析センター（以下「統合分析センター」という。）を設置・運営することができる。
 1. 様々な機関と関連した主要懸案の解決及び国政課題の推進のために、国家的次元のデータ分析等が必要であると委員会が認める事項
 2. 公共機関間データ分析等の協業が必要であり、統合分析センターに支援を要請した事項
 3. 公共機関が、所管分野のデータ分析等のために統合分析センターに支援を要請した事項
 4. その他政策策定及び意思決定において、データ分析等が必要であると委員会が認める事項
- ③ 行政安全部長官は、第2項の各号のいずれかに該当する場合、関連公共機関に所管データ（第11条第1項の各号に該当するデータは除く。）の提供を要請することができ、公共機関の長は、特別な事由がない限り要請に従わなければならない。
- ④ 第3項の規定により所管データを行政安全部長官に提供した公共機関の長は、関係公務員又は役職員の派遣等、大統領令で定めるところ⁽¹⁷⁾により、データ分析等に共同で参与することができる。
- ⑤ 行政安全部長官は、統合分析センターのデータ分析等の結果を関連公共機関の長に通知しなければならない。公共機関の長は、通知を受けたデータ分析等の結果を所管政策に反映するよう努めなければならない。
- ⑥ 公共機関の長及び行政安全部長官は、体系的で専門的なデータ分析等のために、データ分析センター及び統合分析センターにデータ関連の専門人材を配置するよう努めなければならない。
- ⑦ 公共機関の長及び行政安全部長官は、データ分析センター及び統合分析センター内に収集され、又は保存されたデータ及びデータ分析結果の安全性確保のため、必要な措置を採らなければならない。
- ⑧ その他データ分析センター及び統合分析センターの設置及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第21条（データ基盤行政専門機関）

- ① 行政安全部長官は、データ基盤行政関連業務を効率的に遂行するために、科学技術情報通信部長官と協議して、データ基盤行政専門機関（以下「専門機関」という。）を指定することができる。
- ② 専門機関は、次の各号の業務を遂行する。
 1. データ基盤行政の活性化のための政策、制度及び技術の調査・研究
 2. データ基盤行政の活性化に関する統計の調査・分析

(17) 「②法第20条第3項の規定により、所管のデータを行政安全部長官に提供した公共機関の長が、同条第4項の規定によりデータの収集・保存・加工・分析・表現等（以下「分析等」という。）に共同で参与しようとする場合、共同参与の方式及び期間等は、当該公共機関の長と行政安全部長官が協議して定める。③行政安全部長官は、データ分析等にデータを提供した公共機関の参与が必要であると認める場合には、当該公共機関の長に、法第20条第4項の規定による共同参与を要請することができる。」大統領令第31226号第19条第2項、第3項

3. データ基盤行政の活性化のためのデータ分析等支援
 4. 第8条から第15条までの規定によるデータ登録・提供及び管理等に関する業務支援
 5. 第16条の規定によるデータ管理体系の構築に関する業務支援
 6. その他行政安全部長官がデータ基盤行政活性化支援のために必要であると認める事項
- ③ 行政安全部長官は、専門機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、指定を取り消し、又は6か月以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命じることができる。ただし、第1号の場合には、その指定を取り消さなければならない。
1. 虚偽その他の不正な方法で指定を受けた場合
 2. 指定要件を備えていない場合
 3. 故意又は重大な過失により業務を不実に遂行し、その業務を適正に遂行することができないと認められる場合
- ④ 行政安全部長官は、第3項の規定により指定を取り消す場合には、聴聞をしなければならない。
- ⑤ 行政安全部長官は、専門機関が第2項による業務を遂行するために必要な経費の全部又は一部を、予算の範囲内で支援することができる。
- ⑥ その他専門機関の指定要件、方法及び手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第22条（データ基盤行政の実態点検及び評価）

- ① 公共機関の長は、データ基盤行政推進の現況、データ連携・提供及び共同活用の成果等のデータ基盤行政の実態を、大統領令で定めるところ⁽¹⁸⁾により自主的に点検し、その結果を行政安全部長官に提出しなければならない。
- ② 行政安全部長官は、第1項の規定による点検結果をまとめて委員会の審議を経た後に公開しなければならない。
- ③ 行政安全部長官は、第1項の規定による点検の結果、その成果が優秀な公共機関又は部署、公務員・職員等を、大統領令で定めるところ⁽¹⁹⁾により表彰し、褒賞金を支給することができる。

第23条（データ基盤行政優秀事例の発掘・普及等）

- ① 政府は、データ基盤行政の優秀事例を発掘して褒賞して広報することができ、優秀事例が普及し、広まるよう努めなければならない。
- ② 第1項によるデータ基盤行政の優秀事例の発掘方法及び手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第24条（データ関連専門人材の養成）

- ① 行政安全部長官及び科学技術情報通信部長官は、データ関連の専門人材の養成のために必要な次の各号の施策を講じることができる。
 1. 専門人材の需要実態の把握及び中長期需給展望の策定

(18) 点検対象事項には、法第8条の規定によるデータ登録実態、法第9条の規定による登録されたデータの収集・活用実態、法第10条から第12条までの規定によるデータ提供実態、法第15条の規定による提供されたデータに対する管理実態、法第16条の規定によるデータについてのメタデータ及びデータ関係図の管理実態、法第19条の規定によるデータ基盤行政責任官の任命・運営実態、その他行政安全部長官が必要と認める事項を含めなければならないと規定されている。大統領令第31226号第21条第1項

(19) 「行政安全部長官は、法第22条第3項の規定による表彰及び褒賞金の支給対象を選定するため、データ基盤行政関連の専門家で構成された選定委員会を構成することができる。」大統領令第31226号第22条第1項

2. 専門人材養成教育訓練プログラムの開発及び普及支援
 3. データ活用関連職務標準の整備及び資格制度の定着支援
 4. 専門人材の雇用創出支援
 5. その他専門人材の養成に必要な事項
- ② 行政安全部長官及び科学技術情報通信部長官は、データ関連の専門人材を効率的に活用するために必要な場合、関連研究機関又は民間団体等と協力することができる。
- ③ その他データ関連の専門人材の養成に必要な事項は、大統領令で定める。

第25条（民間及び国際協力）

公共機関は、データ基盤行政の活性化等に関連した民間及び国際協力のため、次の各号の事項を推進することができる。

1. データ基盤行政関連技術及び人材の交流支援
2. データ基盤行政関連専門技術の調査及び研究
3. データ基盤行政関連の共同事業の推進及び協力体制の構築
4. その他データ基盤行政の活性化のために必要な事項

附則〈法律第17370号、2020.6.9〉

第1条（施行日）

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（最初の基本計画の策定期間等に関する特例）

行政安全部長官は、第6条の規定にかかわらず、この法律の施行日から3か月以内に、基本計画を策定・施行しなければならない。この場合、最初に策定する基本計画の対象期間は、この法律の施行日が属する年度及びその次の年度からの3年までとする。

第3条（他の法律の改正）

電子政府法⁽²⁰⁾の一部を次のとおり改正する。

第30条の3⁽²¹⁾及び第30条の4⁽²²⁾をそれぞれ削除する。

参考文献

- ・ 玉木千絵著、申斗燮・小谷章監修「韓国の地方公務員制度—給与制度を中心に—」『CLAIR report』No.411, 2015.3.31. <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/411.pdf>>
- ・ 武藤博己・申龍徹編著『東アジアの公務員制度』法政大学現代法研究所, 2013.

（なかむら ほのか）

(20) 「전자정부법 (법률 제 16912 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=213795&ancYd=20200204&ancNo=16912&efYd=20200805&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(21) 「データ活用共通基盤システムの構築・活用」

(22) 「公開されたインターネットデータの収集・活用」

